議案第31号

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年鹿児島県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い, 育児休業をしている会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給する ため, 所要の改正をしようとするものである。